八	
分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
留保の種類	内国民待遇（第二条）
	最恵国待遇（第三条）
	特定措置の履行要求（第五条）
	経営幹部及び取締役会（第十条）
概要	日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条
九	
分野	情報通信業
小分野	放送業
産業分類	ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業
留保の種類	内国民待遇（第二条）
	特定措置の履行要求（第五条）
	経営幹部及び取締役会（第十条）
概要	日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条、第百十六条、第百二十五条、第百五十九条及び第百六十一条
十	
分野	土地取引に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）

第二節　コロンビアの表

	概要　政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
	現行の措置　外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条
十一	
分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第五条） 経営幹部及び取締役会（第十条）
概要	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育、中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	
一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条）
概要	コロンビアは、国境地域、沿岸部又は島嶼（しょ）の領土における外国人による不動産の所有に関連する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、 (a)　国境地域とは、国境線と平行な幅二キロメートルの区域をいう。 (b)　沿岸部とは、最高潮線と平行な幅二キロメートルの区域をいう。 (c)　島嶼（しょ）の領土とは、コロンビアの領土の一部である島、小島、礁、岬及び州をいう。
現行の措置	
二	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第三条）
概要	コロンビアは、この協定の効力発生の日の前に効力を有し、又は署名された二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 コロンビアは、この協定の効力発生の日の後に効力を有し、又は署名される二国間又は多数国間の協定であって次の事項に関係するものに従い、各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　航空 (b)　漁業 (c)　海事（海難救助を含む。）
現行の措置	
三	
分野	社会事業サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第五条） 経営幹部及び取締役会（第十条）